

## 令和6年度 第5回府中市子ども・子育て審議会議事録

▽日時 令和6年9月11日（木） 午後2時～

▽会場 旧みどり幼稚園2階会議室

▽参加者 委員側 平田副会長、高橋委員、河内委員、金子委員、植松委員、田中委員、筒井委員、中田（徳）委員、畑山委員、林委員、墓田委員、和田委員、山崎委員（13名）

事務局側 赤岩子ども家庭部長、関田子ども家庭部次長、奥野子育て応援課長補佐、平井児童青少年課長、加藤児童青少年課長補佐、石田子ども家庭支援課長、武澤子ども家庭支援課子ども家庭サービス担当主幹、藤川子ども家庭支援課長補佐、浦川保育支援課長、古田保育支援課長補佐、小森福祉保健部次長、扇山生活福祉課福祉総合相談担当主幹、遠藤障害者福祉課長補佐、鈴木障害者福祉課子ども発達支援センター所長、松本教育総務課長、若山教育総務課長補佐、須田学務保健課長、奥学務保健課長補佐、阿部市民協働推進部女性活躍推進担当副参事、小柴地域コミュニティ課長、福嶋地域コミュニティ課長補佐、木佐貫子育て応援課推進係長、石川子育て応援課母子・父子自立支援担当主査、布目子育て応援課育成係長、新藤児童青少年課青少年係長、荻野児童青少年課放課後児童係長、柳沼子ども家庭支援課母子保健係長、宮崎子ども家庭支援課相談担当主査、黒木保育支援課管理係長、大内保育支援課入所認定係長、中村保育支援課給付審査係長、永井子育て応援課事務職員、渡辺子育て応援課事務職員（33名）

▽欠席者 汐見会長、芳賀委員、西條委員、伊藤委員、島田委員、目時委員、中田（公）委員（7名）

▽傍聴者 1名

### 事務局

皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。本日、机上にて配付させていただきました資料は、「席次表」の1枚でございます。次に、本日お持ちいただくように事前送付いたしました資料は、「第5回府中市子ども・子育て審議会の次第」が1枚、「資料1 府中市こども計画（仮称）素案」が1部、「資料2 府中市こども計画（仮称）新旧対照表」が1部、「府中市子ども・子育て支援計画書」の冊子が1冊、以上の4点です。資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。続きまして、事務局より3点ご報告させていただきます。

1点目は、本日の委員の出席状況についてでございます。本日、欠席のご連絡を事前にいただいている委員は、汐見会長、芳賀委員、西條委員、伊藤委員、島田委員、目時委員の6名でございます。また、中田公留実委員がいらっしゃいませんが、委員20名のうち、現時点で13名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、出席人数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例の第8条第2項に基づきまして、有効に成立することをご報告させていただきます。

2点目は、本日の審議会の傍聴についてでございます。府中市附属機関等の会議の公開に関する規定によりまして、先月8月15日号の「広報ふちゅう」とホームページで傍聴者の募集をいたしました。1名の傍聴の応募がございました。傍聴の可否につきまして、副会長からお諮りいただいてもよろしいでしょうか。

## 副会長

今、ご説明がありました傍聴をご希望の方、許可してよろしいでしょうか。結構でございます。

## 事務局

ありがとうございます。それでは、傍聴者の方が入場されますので、しばらくお待ちください。

(※傍聴者入場)

それでは、報告事項の3点目です。本審議会は、後日議事録を作成することから録音をさせていただきます。皆様の発言を確実に録音するために、マイクの使用をお願いしております。マイクの受け渡しは事務局でできるだけスムーズに行うように努力いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

それでは、議題に移らせていただきます。ここから先の進行につきましては、副会長、よろしくお願いいたします。

**【次第2 議題（1）府中市子ども計画（仮称）素案について ア 前回からの修正点について】**

**副会長**

皆さん、こんにちは。本当に暑い中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

それでは、進めてまいります。議題1、府中市子ども計画（仮称）素案について、まず、アの「前回からの修正点」について説明をお願いいたします。

**（※事務局 次第2 議題（1）ア について説明）**

**副会長**

議題の1点目、前回からの修正点について、事務局からのご説明をいただきました。ご質問、ご発言、ございますでしょうか。どうぞ、委員。

**委員**

前回、前々回と出席できなかったので、会議録を読ませていただきました。審議会の中で、府中らしい施策ということで、府中市のお祭りに地域で関わっているのを、そのことを施策の中に盛り込んだらどうかというご意見が出ていて、すばらしいなと思いました。大國魂神社のお祭りは、毎年市内の西から東までいくつもの地域に分かれて、高齢者から子どもまで関わっている大きなお祭りですよね。私の地域でも御神輿、囃子、山車を持っていて、地域のお母さんが一生懸命守って、青年や若い方や上の方たちがお囃子や踊りを一生懸命教えて毎週練習しているのですよね、小さいお子さんを連れて。このような素晴らしい大きなイベントを通して育っているお子さんや若い人は相当な数で、それがまたお子さんたちの郷土愛を育てていると思っていまして、そのことを計画の「こどもの居場所づくり」に入れていただいたのがすばらしいなと思っています。ただ、書きぶりが簡単すぎるので、例年、伝統のある祭りに地域で関わっていることについて、もう少し行替えなどして、丁寧に書いていただいてもいいのかなと思いましたので、お願いします。

それと「こどもの居場所づくり」のことでお聞きしたら、これからいろいろと考えてくださるとのことですが、具体的なことは決まっておらず、文化センターごとに居場所を作るといふところまでしか決まっていないうお話でした。地域の居場所づくりは、小学生までは放課後教室など、とても丁寧にやっていますけど、中学校、高校生までのお子さんに向けての居場所づくりも大切だと思っておりますので、なるべく早く対応していただきたいです。どこかに大きな拠点となるようなところができたらいいのではないかなと思っています。今、あちこちで新しい建物を建てるといふ計画があると思っております。米軍から返還された土地に、郷土の森にある体育館を持ってきて何かを造りましょうといふような計画があったり、教育センターを東府中に移転したりしますよね。そういうところを建て替えるときに、子どものための居場所、市内のお子さんたちの大規模な拠点になるような施設を作っていただけたらと願っております。これはお金もかかるのですぐにはできないかもしれませんが、ぜひ建物を建て替えるようなときには、頭の中に入れていただいて、進めていただけたらなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

## 副会長

ありがとうございました。祭り、囃子、御神輿などがたくさんあるから、子どもの居場所づくりに活用できるのではないかと、いふご意見。それから、これから拠点ができるといいねといふようなお話でした。お祭りをやる人は年々減っているのですよね。お祭りの原点の氏子自体が減っていますね。お祭りを担う人は減っているし、なおかつ地域の子どものも減っているんで、お祭り自体に関わる方々が非常に減っていて、維持をするのが大変だといふことです。先週祭りがあり、昔は10時間の巡行でしたが、今は4時間ほどでやめるといふような形です。大國魂神社も盛大にやっているようだけど、かつぎ手はなかなかいないようなお話も聞きますから、原点がどうなのかなといふのも考えます。市としては、お祭りとの関わりは、憲法などの問題があるのでしょうか。

## 事務局

審議会でお祭りやスポーツなど色々のご意見をいただきまして、府中市には、文芸に関わる行事がいろいろあったりですとか、ついこの前ケヤキ並木でやったよさこいですとか、挙げていくと本当にたくさんの行事があり、地域の皆さんが担っていただいている行事が多くあるといふことは、私たちにも承知はしているところです。ただ、行事を直接計画の中で挙げるとなると、たくさんある中でどれを選ぶか決めなければならない

のですが、私たちも決めきれない状態です、地域行事ということでまとめて書かせていただいたという状況でございます。

以上です。

## 副会長

どうぞ、委員。

## 委員

副会長がおっしゃったとおり、どこでも若い人やお子さんが減っていて、地元以外の人をお願いして御神輿を担いでもらうというような状況があり、その状況が進んでいくのは危機的状況なので、計画に一言でも入れていただけると、地域の方も取り組むことができると思いますし、お子さんたちに向けてのメッセージになるのかなと思いました。

## 副会長

ありがとうございます。市政と宗教に絡むようなお祭りはいろいろ難しい部分もあるかと思います。第五小学校のPTAはお祭りに関与していて、巡行にも何回かに分けて、子どもがたくさんいてうまくやっているよという話を前に聞いたことがあるのですが、今、ご存じの方はいらっしゃいませんか。憲法に関わっているという話があるのですが、俗に言う、よさこいなどのフェスティバルなら、市が補助金を出してもいいのですよね。ただ、一般の、例えば八幡神社の祭礼などには補助金を出すことはしないのですよね。

## 事務局

祭りには補助金を出ていなかったように思います。

## 副会長

ですよね。だから、その辺の分け方もあるのですが。あと2つ目の拠点づくりというのをおっしゃっていましたが、全文化センターではなくて、1、2か所、拠点となるような場所が作れるといいなというご意見でしたが、いかがでしょうか。

## 事務局

今回、この計画が、計画期間5年間で策定をさせていただくものになりますので、そ

の5年の中で今おっしゃっていただいたような話がどうなるかというのは、私たちも今、見えない状況でございます。ですので、私たちがこの5年で取り組めることとして、既存の公共施設の利活用を検討しているということで、62ページに書かせていただいているところです。いただいたようなご意見があるというのは、過去の審議会も含め、承知はしているのですが、あくまで策定の計画期間が5年というところで、書きぶりとしてはこのようになっております。

以上でございます。

## 副会長

委員、よろしいですか。

## 委員

文化センターごとにこういう場所ができるというのは、それはそれでいいことだと思います。それをどのような形でどう進めていくかということを、計画を早く作っていただいて、取り組んでいただけたらと思います。お子さんたち、5年たったらもう中学生や高校生、大学生になってしまいますし、意味がなくなってしまうので。

## 副会長

そうですね、もっと大きくなってしまいますからね。

## 委員

そうですね。

## 副会長

ぜひ早くということをお願いしたいと思います。ほかにご意見ございますでしょうか。ほかの項目でも結構です。ないということで、次に進ませていただきます。

今度は、府中市こども計画（仮称）素案、イ、基本目標5「配慮が必要な子どもと家庭への支援」、それではよろしく申し上げます。

**【次第2 議題（1）府中市こども計画（仮称）素案について イ 基本目標5「配慮が必要な子どもと家庭への支援」】**

## (※事務局 次第2 議題(1)イについて説明)

### 副会長

ありがとうございました。今、ご説明をいただいたところ、お読みいただきまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。どうぞ。委員。

### 委員

前回もお話ししたのですが、「みらい」にネウボラを完全に導入できるような、要するに妊娠が分かってからずっと保健師さんが1人つく。必要ないところはつかなくてもいいですが、府中にいる人たち全員についているという体制を整えて欲しいです。

あと、前々回からお話しさせてもらったのですが、去年終わった文化センターのあり方協議会で、児童館という部屋はあるのですが、全国と比べて小さい子どもたちが遊ぶだけの場所になっていて、居場所として機能していないという話がありました。本来であれば0歳から18歳までの子どもたちがいて、専門家もいて、そこでいろいろな相談や、ヤングケアラー、発達障害などを発見できるのだと思うのです。そのくらい今回、前へ進んでいただけたらいいなと非常に感じています。

5歳で大体3%が「自閉スペクトラム症」と診断されているという情報を聞いたことがあります。ですが、学童や保育園でいろいろと話を聞くと、もう少し多いような感覚があるため、ネウボラ制度をもう少ししっかりと実現させて、支援してもらえたらと思います。職員の数が足りないということもよく分かるのだけど、学童や児童館の問題、ネウボラの問題、ここら辺を入れてもらおうとありがたいなという意見です。

以上になります。

### 副会長

今のご意見についていかがですか。どうぞ。

### 事務局

ネウボラの関係でございますが、全員に対して、保健師や地域の助産師、保育士が一体となって、切れ目なく中学まで支えるというところは本当に理想かと思っております。

私たちも今、新たに取り組み始めた状況でございます。今までは妊娠届の時にリスクがあると判断した方に、地区担当保健師を配置いたしまして、出産から子育てまで支援を継続している状況なのですけれども、妊娠届時にリスクがなくても育児困難や、虐待

の通告を受けることを課題と認識しておりまして、また、25歳の初産の方は、育児困難に陥りやすいというデータもありますので、面接の時に特に支援が必要ではないと判断し、地区担当の保健師を付けなくても良いと思う方に対しても、こちらから助産師さんが定期的に訪問をして、出産まで支援するというようなサービスを始めました。そのため、全員に対してというのが課題ではありますが、リスクのある方だけではなく、少しずつ対象を広げて、訪問を増やすなどして対応するような手だては、一歩踏み出して実施しているところでございます。今、お伝えできるのがこのところで申し訳ございませんが、現状でございます。

以上でございます。

## 副会長

どうぞ。

## 委員

今お話しいただいて、家庭訪問をしていただいて、0歳から始まって、お母さんの不安を解くのも1つですけど、様々な家族構成の中でいろいろと様子を見てもらえれば、ヤングケアラーを発見したり、暴力を振るわれていることも分かるということなので、健康なお子さんだからいいという問題ではないなど。これをある程度見越してくれるのは、民生委員さんや主任児童委員さんなどで、この人たちも家庭の中に入り込むのがとても大変なのだけど、そこに力を入れてもらうのが、最終的には1番近道なような気がしています。

それと同時に、過去、児童館で救われた親御さんがいたので、先ほどお話した児童館もやはり欲しい。「みらい」については、イレギュラーな例だとは思いますが、担当者が変わってしまったことで心を開けず行かなくなってしまった、という事例もあります。なので、手に負えなかったら次の人でもいいのですが、うまく人間関係を作れるように、1対1でずっと支援していけるような形におれないものかなと思います。

以上です。

## 副会長

今のご意見、いかがですか。どうぞ。

## 事務局



1点目の件に少し補足させていただきます。施策が戻ってしまうのですが、資料の52ページ、「施策の方向性」の1番最後の段落でふれさせていただいているのですが、今後、「たち」及び「はぐ」について、妊産婦、子育て世帯、子どもが身近な場所で気軽に相談できる地域子育て相談機関の機能を整えていきたいと考えております。これは、国が法改正で打ち出しているものでございまして、委員さんがおっしゃるネウボラまではいかないのですが、例えば妊娠届を出されるときに、すべての妊産婦の方に、「みらい」に加えて、地区の相談機関については「はぐ」もあるということをご案内して、あわせて「みらい」の保健師と「はぐ」の保育士だけではなくて、助産師についてもご協力いただけるのであれば、地区の担当などを明確にお伝えして、「はぐ」や助産師さん、「みらい」や「たち」など、どこへでもご相談いただけるような、そんな仕組みを今後整備したいと考えております。少なくとも来年度からのこの計画期間中には、できれば今年度中にも開始したいと思っております。

ですので、ネウボラほど完璧な仕組みではないのですが、国の制度も踏まえながら、これまでの相談体制をより拡充したいと考えております。

以上です。

## 委員

度々すみません。とてもよく分かるのですが、自分で求めに行かなければならない支援がとても多いと思います。例えば、この間も避難指示が出たけれど、「情報を発信しているので、ネットにつないで見に来てください」という対応だったので、市民から求めなくても、市からプッシュ通知のような形で情報を届けてくれるような。問合せをしてくれたら、必要があれば相談できますという形では、とても弱いような気がするのですが、ここで異次元な大改革をするのなら、やはりネウボラのように担当が付くという形をとってほしいなと思うのですが、難しいものですかね、予算の問題と人材の問題なのかなという気がします。

以上です。

## 副会長

予算と人材という話が出ました。いかがですか。どうぞ。

## 事務局

現時点で、妊娠中の全員の方に訪問に行ける体制がとれるかという点、やはり保健師

だけでは足りないという人力的な問題があるので、助産師さんにも協力していただく必要があると考えられます。おっしゃられるとおり、人力的な問題や、予算的な問題も関わってくると思います。また、「妊娠中にご希望があれば行きますよ」とお伝えしても、断られる方もやはり多いので、いきなり全員の方に、というところはなかなか難しいかと思えます。そのため、今も一歩踏み出した段階にあるので、ご希望のある方の家に1度行くというところをまずは目指していければいいのかなと考えております。やはり、1人目のお子さんの出産はかなり不安ですから、妊娠の経過に伴う体の変化や、今これを準備しておくといいという情報をあらかじめ提示をすると、虐待リスクが下がるという研究のデータもありますので、それを今一部の方にできる体制を整えてやっているというところになります。目指すところはおっしゃられるとおりなので、実現できるように1歩ずつ進めていきたいなどは考えております。

以上でございます。すみません、明確にお伝えできず。

## 副会長

どうぞ。

## 委員

主任児童委員時代に、育児放棄などいろいろとあって、市民センターに話をすると、SSWの人が該当の家へ訪問してくれるのですよ。訪問の結果、次第に人間関係がうまくいくようになった事例があります。

なので、自ら相談できる人はいいかもしれないけれど、相談できず子どもが我慢しているケースもあると思うので、その対策も考えてほしいなど。

周囲の人に対して、「通報を入れてくれたら、しっかりと対応するので、躊躇せず通報してください」というような体制をとることができたらすごいと思うので、よろしくをお願いします。

## 副会長

今のお話は、ご意見として承ればいいですか。

## 委員

はい。

## 副会長

ほかにございましたら、お願いいたします。どうぞ、委員。

## 委員

どこまでお話していいかわからないのですが、外国人のお子さんの受け入れについて、私の娘の学校に、2学期から外国人のお子さんが転入してきました。担任の先生は、オーケー、イエス、ノー、この3つだけでお母さんと話をされていて、あとは検索ツールを使用しているので、コミュニケーションはネイティブのようにはとれないというようなことを言っていました。小学校の高学年、また中学生にもなれば、計画にも書いてあるように、学習面での課題はすごく大きくなるのではないかなと。また、昔よりは、翻訳アプリなどがあるので、そういうものを頼ることができると思うのですが、それも個人でアプリを使用していると思います。このような状況に対して、実際のところ、学校で加配や通訳などのフォロー体制はあるのか教えていただきたいです。

## 副会長

外国人の親御さんとお子さんのフォローについて、いかがでしょうか。事務局にお答えいただく前に、この間うちに外国人のお子さんが入園したのですが、お父さんは全く日本語を話せません。翻訳アプリが結構優秀なので、何とか意思の疎通はできるのですが、困るのは、例えば「保育料の無償化」などの用語がどうにも訳せないのです。なので日本独特の、特に、学校用語や市役所用語を訳してくれれば、あとは保護者と翻訳アプリで何とかなるかなという感じがします。中学生などはどうなのでしょう。その辺の、翻訳アプリがうまく訳せない用語集のようなものがあると、それこそ随分楽かなという気がしますが、いかがですか。私の意見です。

## 事務局

本日、1番よく分かる主管課がおりませんで、私どもが毎年決算に伴って作成している資料を見させていただきますと、学校に外国籍のお子さんがいらっしゃったときに、何らかの支援を入れているというところまでは分かります。ただ、対象者や支援の範囲など具体的な内容についてわからないため、よろしければ後日お伝えできるようにいたします。申し訳ありません。

## 副会長

どうぞ。

## 委員

母子生活支援施設にも、外国の世帯の方の入所が非常に多いです。私は、15年間「たち」にいたので、母子生活支援施設を少し離れていて戻ってきました。昔は外国の世帯の方は、アメリカや中国、韓国の方だったのですが、今戻って見たらモロッコやエチオピアなど、英語も通じない方が多いです。武蔵台小学校で、週に2時間ずつ2日くらい、お子さんに1人ついて学習の時に補助をしてくださるという方を、学校を通して依頼をするという支援を受けているお子さんがいまして、授業中や、週に1日は放課後に個別で学習を見てくださるということで、お子さんにとっては非常に有効で、子どもはやはり吸収が早いので、日本語を習得するのも早かったというところがあります。ただ、その団体にご連絡をしたら、学校からの依頼で受けますという形であったり、学校側がそのことをご存じなかったということがあったので、その辺りの情報がうまく回っているといいなというのは感じました。

## 副会長

ありがとうございます。はい。

## 委員

今の話と重複すると思うのですが、私も小学校で放課後をやっていて、その際に5、6か国くらいのお子さんが来ています。週2回ほど、放課後に学校の教室で、NPO団体から来た方に、日本語指導をしていただいているということは聞いています。学校を通して行っているのかなと思い、学校の中でやっているのだから、学校長もおそらく知っているのかなと思います。

計画で外国につながる児童について、外語大からの学生ボランティア等による取り組みの記載があるのですが、できればそれが具体的にどのようなことをして、例えば放課後子ども教室の子どもたちに対して、そういうボランティアで来ていただくのも助かるなと思いました。

以上です。

## 副会長

ありがとうございました。この件、事務局からまだありますか、よろしいですか。件

数が増えてくると、少人数ではなかなか対応が難しいと思うので、それ向きの看板ができてきたり、話せる人ができてきたりとかすると良いと思います。

ほかに、この件は。どうぞ、委員。

## 委員

話が少し戻ってしまいますが、先ほどお話があった児童虐待防止のことについて、私たちも民生・児童委員をしていますので、学校に伺って見守りの必要なお子さんの情報を頂いています。伺っても、お名前は教えていただけますが、地域の中で「その家を訪問しないでください」「お友達にも聞かないでください」ということなので、じゃあどうすればいいかという状態です。家に1度も行けず、会ったこともないお子さんがいらっしゃるのですが、それがどうなったかという、小学校3年生になっているお子さんですが、小学校1年生から3年生まで毎年そのお子さんの話を聞くわけですね。やはりお母さんがネグレクトの傾向があり、お子さんが学校で困った行動をしているということは伺うのですが、お声掛けしたいと思っても、それはしないでくださいということで、なかなかそのお子さんの状態が解決しないということが続いていまして、どうすればいいのかと本当に悩んでしまいます。やはり、民生委員が地域の中にいますので、お子さんには近い存在なのだろうと思います。難しいことではしょうけれども、ご本人の了承を得たうえで、「たち」や「みらい」の方から民生委員を紹介していただくなど、民生委員がお子さんとお話することのできる機会を作っていただけたら訪問してご様子をうかがうことができるので、その辺を考えていただけたらと思っています。三鷹市では赤ちゃんが生まれると必ずそこに民生委員が絵本を届けにいて、1度必ずお会いするということをしています。1回でもお会いしていると、そのお母さんと顔見知りになるわけで、どこかで会った時にお声掛けができるわけなのです。府中市でも約1,800人が毎年生まれているということで、そこに絵本を届けるというのも大分お金がかかってしまうことで大変なことだとは思いますが、地域の民生委員がもう少しつながれる機会を作っていただけたらもう少し、お子さんのケアもできるのかなと常々思っておりますけれども、何かそういうことを考えていただけないでしょうかと思っています。

以上です。

## 副会長

ありがとうございます。絵本で顔見知りになっちゃえばいいわけですね。

## 委員

はい。

## 副会長

まったく会ったことがなければ、突然行ってどうですかとは言えないですね。その辺の取っ掛かりは、いかがでしょうね。三鷹では絵本ですけど、何かお母さんと話せるきっかけができれば。

## 委員

会える機会を作っただけで、大分違ってくるかなと思っています。

## 副会長

今のご意見で承っておきますか。どうでしょう。どうぞ。

## 事務局

ご意見として承るといような状況になってしまうのですけれども、民生委員さんや主任児童委員さんと少し顔を合わせておいたほうが良いなというお子さんはやはり数名いらっしゃるので、その場合はご家族とお子さん、民生委員さんや主任児童委員さんに了解を取って、顔をおつなげすることはごくまれにですけれども、あるような状態になっております。

また、三鷹市で絵本を配布していることについて把握しておりますが、やはり行って絵本を届けても話ができないとか、顔だけは分かるとか、そういうところはあるかと思えます。ですが、会ってないよりは会っていたほうが良いというところではあると思えますので、研究が遅くて申し訳ないのですが、三鷹市にどのような方法でやっているか、課題はどんなものがあるかなど把握していきたいと思えます。ありがとうございます。

## 副会長

ありがとうございました。自治会は一人暮らしのおじいちゃん、おばあちゃんにお水を持っていったり、いなくてもいいから玄関前に置いておきますというところで、やはりきっかけを作っているようなことがありました。絵本もその1つだと思います。ご検討お願いいたします。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

## 委員

76ページの当事者の意見聴取の方法について、ここにヤングケアラーのことと医療的ケアの子どものことが載っていて、外国籍の方について、学校の先生も困っていることが多いと思うのですが、現実的なところでいくと、PTAの役員の皆さんも結構困っているのですよね。例えば、今はアプリで情報を配信するので登録してくださいと伝えても、会費は払ってくれているけど、アプリのダウンロードや登録が進まないという現状があります。でもせっかく何かの縁で同じ学校でいるので、役員さんもつながろうと思うけど、どうやっていこうかなと悩んだり、現場の声を吸い上げるという意味で、年度の頭に集中的に話をしてもやり取りがなかなかスムーズにいかない状況が実際はあるので、そういうところも少し気にしていただけたらなと思いました。

以上です。

## 副会長

ありがとうございます。何か事務局でこれについてありますか。どうぞ。

## 事務局

ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり意見聴取の方法について、特にこの外国にルーツがある世帯やお子さんの意見聴取の方法が難しいとは少し思っています。特定の主管課というよりも、様々な部署や窓口で同じような課題や問題を抱えております。75ページのヒアリング調査というのも、1番関わりが深いと思われる、先ほどからお話が出ております多文化共生センターDIVEさんにヒアリング調査をさせていただいた結果を記載し、把握したというところになります。

今後も様々な立場にあるお子さんたちが何に困っているかというのは、もう少し細かく意見聴取していかなければならないとは思っています。具体的な方法にまで落とし込めたいとは思っていませんが、引き続きこの施策全体として意見聴取をやっていくという方向ではありますので、取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

## 副会長

ありがとうございます。会費を払ってくれればいいですね。ほかにございますか。どうぞ。

## 委員

先ほどからお話が出ているとおり、配慮が必要な子どもの家庭の支援について、民生・児童委員さんとの関わりが余り多くないなとわかりました。民生委員と民生・児童委員というのは、役所の中でどこの部が担当していて、どういうことをされているのかというのが、いまひとつ自分も勉強不足でわからなかったのですが、民生・児童委員さんが今、なり手もいなくて人数も少ないというのは聞いているのですけども、どういう活動をしているのかが見えなかったのです、お聞きしたいなと思います。

以上です。

## 副会長

事務局どうですか。委員がいいですね。

## 委員

ありがとうございます。民生委員と民生・児童委員というのは同じものです。民生委員・児童委員というのが正式な名称ですが、略して「民生委員」と呼んでしまっています。昭和22年に児童福祉法ができた時に、児童委員というものができ、それは民生委員が兼務しようということになったのです。それで「民生委員・児童委員」という名前が正式な名称になっていまして、どんな仕事をしているかというと、地域の中でお困りごとを抱えた方がいた場合に、見守ったり、何かお困りごとのご相談があれば、市の1番適切なサービスにつなげるというのが、1番の活動の目的です。つないだ後も、見守っていくという形で、対象は高齢者からお子さん、障害者や生活困窮の方、地域の中のお困りごとを抱えている皆さんに寄り添って、その方の立場に立って、よい方向に行くように支援するというのが1番の活動になっているということです。よろしくお願いいたします。

## 委員

民生委員と民生・児童委員が一緒だったということは初めて知りました。

## 副会長

委員、社会福祉協議会に属するんですね。



## 委員

府中市福祉保健部地域福祉推進課が事業局になっていまして、そちらにお世話になっています。社会福祉協議会さんとも連携させていただいています。

## 副会長

よろしいですか。

## 委員

はい。

## 副会長

私も不勉強で、すみません。ほかにございますでしょうか。どうぞ、委員。

## 委員

また外国人の話になるのですが、76ページに、多文化共生センターDIVEと記載があるのですが、これはこういう場所があるのですか。そういう質問です。

## 副会長

事務局、お願いします。

## 事務局

府中の駅前にあります市民活動センター「プラッツ」の5階に、多文化共生センターDIVEという場所がございまして、外国人の方の相談ですとか、75ページにお示しております、外国につながる児童生徒の居場所事業なども、ここを拠点に行っています。

## 副会長

ありがとうございます。ほかにございますか。とりあえずないようですから、これはここまでといたしまして、次の議題に入ります。

次第2、議題の1、府中市子ども計画（仮称）素案 ウ 基本目標の6「子育て家庭の経済的負担等の軽減」についてです。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

【次第2 議題（1）府中市子ども計画（仮称）素案について ウ 基本目標6「子育て家庭の経済的負担等の軽減」】

（※事務局 次第2 議題（1）ウ について説明）

副会長

ありがとうございました。事務局から説明をいただきました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。どうぞ。

委員

1番最後に言われました「総合相談窓口、包括的相談支援事業を検討していきます」というのは、具体的にどんなものなのか、お願いします。

副会長

82ページですね。

委員

そうですね、82ページ。

副会長

どうぞ。

事務局

お答えさせていただきます。82ページに記載の包括的な総合相談窓口につきましては、社会福祉法に規定をいたしております重層的支援体制整備事業に基づく事業を想定しておるところでございます。こちらの重層的支援体制整備事業につきましては、例えば高齢ですとか障害、子育て、また、生活困窮に対し、それぞれの相談の機関がございしますが、そちらを包括的相談支援機関として一体的に運営していくようなイメージでございます。各相談支援者が相談者の属性を問わずに、包括的に相談に答えて、課題の整理や、利用可能なサービスを調整していく機能をもって実施したいと思っています。その中で、1つの相談支援機関で対応できない内容、複合的な課題を抱えているケースに

つきましては、今度は多機関協働事業という事業が、重層的の中に機能としてございますので、こちらにつないでいきまして、各支援機関の役割分担や、あとは支援の方向性などを調整しまして、最終的には支援プランといった包括的な支援方針を構築いたしまして、各関係機関で共有して、みんなで一緒に取り組んでいきたいと思いますというような事業を想定しております。

以上でございます。

## 委員

今、お話をいただいて、この事業を主導するのはどこの部署か、みんなで言っているけど、1つのケースに対してみんなで包括的に対応するのか、どこかが窓口になるのか、見えない感じなのでお願いします。

## 副会長

どうぞ。

## 事務局

説明が足りずにすみませんでした。こちらにつきましては、事務局は生活福祉課の福祉総合相談が担当することになりますが、それぞれの相談機関に主任相談員を設ける予定でございます。相談員同士の連携によって進めていきます。その事務局を担うのが、今のところ、福祉総合相談の職員で想定しているところでございます。

以上です。

## 副会長

いいですか。

## 委員

はい。

## 副会長

早くできるといいですね。道案内してくれて、窓口一本化してくれて、よくある話ですが、なかなかできないですね。

どうぞ。

## 委員

私が不勉強ですみませんが、多機関協働事業はとても素晴らしい事業で、本当に各専門性のある相談員がつながっていくことがすごく必要な世の中になっていると思うのですが、NPOがほかの市と関わって進める時の1番の問題が、個人情報の同意と保護方針です。そのため、事業を勧めていくうえで、何かクリアしていくこと、これがあれば大丈夫といったものを教えていただければと思い質問しました。

## 副会長

個人情報必ず絡んできますね。先ほどの絵本の話もそうですけど、まず個人情報が絡んできてなかなかうまくいかないようなこともございます。いかがでしょうか。

## 事務局

ご質問ありがとうございます。こちら多機関協働事業を行っていく上での課題として、1つにやはり個人情報の問題があるかと思っております。こちらご本人が同意をする、しないによってできる事業というのも変わってくるところでございまして、この多機関協働事業の中で、重層的支援会議という会議体を設けることになっております。こちらは、ご本人から同意が得られた場合については重層的支援会議、得られない場合については支援会議というように、少し会議体に差が設けられています。個人情報の課題について、同意が得られないとしても、いずれ同じような対応ができるようになってくるのかなと想定しておりますが、今のところ同意の有無によってできる会議体等の対応が変わってきますので、今後の国の動きなども注視してまいりたいと考えております。

以上です。

## 副会長

いかがですか。なかなか難しいものですが、そこをかいくぐって。

## 委員

かなり個人情報厳しくなってきたので、国の動向を注視されているということを知りまして、期待したいところがございます。ありがとうございました。

## 副会長

ありがとうございました。どうぞ。

## 委員

話が戻ってしまいますが、まず62ページの黄色塗りの箇所の「地域行事」の「地域」と、81ページの上段の「地域全体で親子に寄り添う」の「地域」と、82ページの「地域と行政が」の「地域」について、単語は一緒ですが、意味合いが異なると思ひまして、行政側は、どのように「地域」という単語を使われているのか確認させていただきたいです。委員は、おそらく、町内や小中学校などの学区のエリアの地域という意味でおっしゃられたのかなと思っております。一方、事務局は、地域行事とおっしゃられており、各市内のよさこいのチームはどちらかというあまり町内とは関係なく、市内全部という地域で集まっているようなイメージがあったので、町内と府中市の全体的な地域では、意味合いが異なると思ひましたので、質問をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

## 副会長

今の地域の使い方について、何か線引きなり分け方なりがあるのでしょうか。委員、62ページと82ページと、もう1つは何ページでしたか。

## 委員

81ページです。

## 事務局

すみません。正直なところ、文言の意味合いについて、もう少し整理していかなければならないと思ひています。おっしゃるとおり、「地域」といってもその区域、場所的なものを指すものから、82ページなどではそこに住む人を指したりするところがありますので、使い方や補助的な言葉を加えて、意味合いが通じるように補足していきたいと思ひしております。ご指摘ありがとうございます。

## 副会長

では、これにつきましては、細かな書き方をしながら明確にしていくということでお願ひをいたします。ほかにございますか。どうぞ。

## 委員

施策15の就学援助のデータについて、就学援助費認定者数には、生活保護を受けている方のお子さんは含まれているのでしょうか。

## 副会長

いかがでしょうか。

## 事務局

お答えいたします。結論としては、こちらは生活保護の対象となっている方は含んでおりません。そもそも就学援助というのが、自治体によって制度がまちまちであるので、自治体によって状況は変わりますが、府中市の場合、まず生活保護を受給されている方については、宿泊学習の実費を担当課である学務保健課で就学援助費として支給させていただいているところでございます。それ以外に通常の学用品費などを含めまして、準要保護の方に就学援助費を支給させていただいております、そちらが計画にある人数、令和5年で言うと、小学校が1,000人、中学校が603人という状況でございます。

以上でございます。

## 委員

確認で、生活保護の受給者は、修学旅行費などが免除されるけれども、日用品費などは支給されないということですか。

## 副会長

どうぞ。

## 事務局

1回目の説明が分かりづらくて申し訳ございません。生活保護受給者の方の学用品費等については、生活保護の扶助として生活福祉課で支給させていただいている状況になります。細かく申し上げますと、生活保護の扶助対象にならない宿泊学習の費用を就学援助として支給させていただいております。また、府中市の場合、生活保護の認定基準の1.5倍までを対象としている準要保護の方については、宿泊学習の実費費用や学用品費、あとは小学校1年生、中学校1年生になるお子さんについては、入学準備金とい

うものを支給させていただいております。計画で人数として示させていただいているのは、生活保護以外の準要保護の方なのですが、理由としては、生活保護の方については、宿泊学習のある小学校5年生、小学校6年生、中学校1年生、中学校3年生だけが対象になっているので、就学援助の人数の推移については、基本的な準要保護の学用品費の対象者を掲載しております。

以上でございます。

## 委員

分かりました。要するに、支給する課が違うということですね。以上です。

## 副会長

ほかにもございますでしょうか。どうぞ、委員。

## 委員

質問なのですが、80ページの主な事業一覧の3番に、「母子・父子福祉基金の貸付」がありまして、こちらは社協さんが行っている生活福祉基金とは別のものになるのでしょうか。

それともう1点、82ページの主な事業一覧の「生活困窮者自立支援事業」に、「日常生活支援や教育事業の提供を行う子ども支援員を配置し」と記載がありますが、社協さんがお弁当を届けてくださる事業とは別のものなのでしょうか。教えていただきたいと思っております。

## 副会長

以上の2点ですが、どうでしょうか。どうぞ。

## 事務局

まず、母子・父子福祉基金の貸付についてお答えをさせていただきます。こちらは、社会福祉協議会の事業とは別になりまして、子育て応援課で一人親のお子さんたちの進学資金ということでやらせていただいている事業になります。

以上になります。

## 副会長

もう1点、どうぞ。

### 事務局

続きまして、82ページの生活困窮者自立支援事業についてお答えさせていただきます。こちらは、社会福祉協議会の事業ではございませんで、府中市役所で生活困窮者自立支援法に基づいて実施をしている事業でございます。生活困窮者に対して、自立の促進を図ることを目的として各自治体で実施することが義務付けられている事業と任意事業が幾つかありますが、こちらは生活保護に至る前の段階における多様な課題を抱える生活に困窮した方を幅広く受け止めて、包括的な支援を行うことを目的とする制度ということで、計画に記載の2事業のほか様々な事業を行っているところでございます。

以上でございます。

### 副会長

よろしゅうございますか。

### 委員

生活困窮者自立支援事業を利用されている方って何名くらいいらっしゃるのですか。

### 副会長

事務局、お願いいたします。はい。

### 事務局

令和5年度の実績が現時点での最新の状況でございますが、新規のご相談が481件、延べの相談件数としては2,178件のご相談をいただいているところでございます。また、子どもの学習・生活支援事業につきましては、令和5年度は、56名の中学生や高校生の方にご利用いただいたところでございます。

以上でございます。

### 副会長

よろしいですか。ほかにご質問ございましたらお願いいたします。特にないようでしたら、この議題はここまでといたします。

それでは、次第の3、その他について、事務局より連絡がございますでしょうか。ど



うぞ。

### 【次第3 その他】

#### 事務局

それでは、事務局より2点連絡事項がございます。

1点目ですが、本日の審議会の会議録につきましては、事務局で作成いたしまして、後日、委員の皆様にご確認の依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目ですが、次回の本審議会の開催につきましては、先日開催通知をお送りしましたとおり、10月10日の開催を予定しております。会場はまた戻りまして、第2庁舎の3階会議室になっております。次回の第6回の審議会が、今回計画策定の答申という形でまとめのご審議をいただくよう予定しておりますので、よろしくお願いいたします。会議の事前資料等につきましては、追って送付させていただきますので、ご承知おきください。

事務局からは以上でございます。

#### 副会長

このようなご説明がございました。何かご質問ございますでしょうか。暑い中、せっかくおいでいただきましたから、委員何か一言いかがですか。

#### 委員

今日は、地域がとても関わる場所でありましたので、どんなお話やご質問があるのかなと思いながら聞かせていただきました。やはり、委員がおっしゃっていた「地域」という言葉の使い方は、何でもかんでも地域ではなく、慎重に言葉を選ぶ必要があるなというところをすごく感じたので、ちょっと戻りまして、うちの資料とかも見ながら地域というところを改めて考えていきたいなと思いました。ありがとうございました。

#### 副会長

ありがとうございます。本当に簡単に使いますが、いろんな意味が含まれているようです。委員、いかがですか。

## 委員

82ページに載っていた地域福祉コーディネーター事業について、私が子育てをしていて仕事に復帰する時に、保育支援課の保育コンシェルジュにお世話になった経緯があり、とても相談しやすく、疑問に思ったことを伝えることができたので、このように相談窓口があるというのは、市民の声を拾いやすいのではないかなとすごく感じて、いいなと思いました。

以上です。

## 副会長

ありがとうございました。できればこのように窓口が少なくて聞きやすいと、市民は助かりますね。ということで、委員。

## 委員

ありがとうございます。配慮が必要な子どもたちは、増えているのかなと思っていて、実際にデータでも載っているということと、子育て家庭の経済的負担も、いろいろなものの値が上がっているという話があります。そのような状況下での児童手当や医療費の助成という形で少しずつ手厚くなっているというところもあるのですが、物価等に追いついているのかというと、いろいろあるのかと思います。また、最後の総合相談窓口というような形、少しずつ府中市としてもいろいろ考えていただきながら、いろいろなことがまとまっていっているのかなと思って聞いておりました。本日はありがとうございました。

## 副会長

ありがとうございました。ほかにご質問はよろしいですか。ということで、本日の会議で予定しておりました案件はすべて終了いたしましたので、これをもちまして閉会いたします。

皆さん大変お疲れさまでした。ありがとうございました。